

# 日本中毒学会西日本地方会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本中毒学会西日本地方会と称する。

第2条 本会の事務局は、幹事会の定める所に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は、中毒に関する諸分野の交流を通し、中毒学、中毒医療の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 関連団体との連絡および協力活動
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会の公告は、一般社団法人 日本中毒学会の事務所の掲示板に掲示する。

## 第3章 会員

第6条 会員は、一般社団法人 日本中毒学会の会員のうち、本会の目的に賛同し、中毒に関する診療、研究もしくは事業に従事しているもので、原則として西日本地方に在住するものとする。

第7条 本会に入会しようとする者は、一般社団法人 日本中毒学会の入会申込書に所定の事項を記入して、当該年度の会費をそえて、日本中毒学会事務局に申し込むものとする。

第8条 会員が一般社団法人 日本中毒学会の会員資格を喪失した場合は、本会の会員資格を喪失する。

第9条 会員はいつでも退会することができ、一般社団法人 日本中毒学会の退会を以て本会の退会手続きが完了する。

## 第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 事務局担当幹事 1名
- (3) 幹事 会員の20%程度

2. 会員資格を喪失した役員は、役員の資格を失う。

第11条 代表幹事は、幹事により幹事の中から推薦され、幹事会で決定される。

2. 代表幹事は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
3. 代表幹事の任期は3年、再任を妨げないが2期までとする。
4. 代表幹事に事故があるときは、最年長の幹事はその職務を代行する。

第12条 事務局担当幹事は、幹事により幹事の中から推薦され、幹事会で決定される。

2. 事務局担当幹事は、会務の事務業務を担当する。
3. 事務局担当幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第13条 幹事は、会員により会員の中から推薦され、幹事会で決定される。

2. 幹事は、幹事会を組織し、会則に従って重要事項を審議する。
3. 幹事総数は、全会員の20%程度とする。

第14条 学術集会会長は、幹事により幹事の中から推薦され、幹事会で決定される。

2. 学術集会会長は、毎年1回の定例学術集会を主宰する。

## 第5章 幹事会

第15条 代表幹事は、定期幹事会および必要に応じて幹事会を招集し、その議長になる。

2. 定期幹事会は、学術集会時に開催する。
3. 幹事会の成立には、委任状を含めて幹事の2分の1以上の出席を要し、議事の決定は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 幹事会は次の事項について審議する。
  - (1) 代表幹事の選定
  - (2) 事務局担当幹事の選定
  - (3) 学術集会会長の選定
  - (4) 幹事の選定
  - (5) 会則の変更ならびに本会の解散
  - (6) その他、事業に係る事項

## 第6章 会計

第10条 本会の経費は、学術集会参加費および助成金をもってこれにあてる。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 会則の変更

第12条 本会則の変更は、幹事会において出席幹事の3/4以上の賛成を必要とする。

## 付 則

この会則は、平成16年2月21日から施行する。

この改正は、平成21年2月14日から施行する。

この改正は、平成23年2月26日から施行する。

この改正は、平成25年2月23日から施行する。

この改正は、令和6年2月17日から施行する。